

国立大学法人岩手大学学長選考規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成15年7月16日法律第112号)第12条第2項に基づき、国立大学法人岩手大学学長選考会議(以下「学長選考会議」という。)が行う国立大学法人岩手大学長(以下「学長」という。)候補者の選考等に関し、必要な事項を定める。

(選考の基準)

第2条 学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、国立大学法人岩手大学(以下「岩手大学」という。)における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者のうちから、学長選考会議が定める基準により行うものとする。

2 前項の学長選考会議が定める基準については、別に定める。

(選考の時期)

第3条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学長を選考する。

- 一 学長の任期が満了する場合
- 二 学長が辞任を申し出た場合
- 三 学長が欠員となった場合

2 学長の選考は、前項第1号の場合にあっては、任期満了の日から2月以前に、同項第2号又は第3号の場合にあっては、その事実が発生したときに速やかに行うものとする。

(選考計画の策定)

第4条 学長選考会議は、前条の規定に基づき、学長を選考するに当たって学長選考計画を策定する。

(選考の実施)

第5条 学長選考会議は、前条の学長選考計画に定めるもののほか、学長選考の実施に関し必要な事項を別に定める。

2 学長選考会議は、学長の選考結果について、教育研究評議会及び経営協議会に報告するものとする。

3 学長選考会議は、学長の任命について、文部科学大臣に申出るものとする。

(公表)

第6条 学長選考会議は、国立大学法人法第12条第8項に規定する事項について遅滞なく公表する。

(任期)

第7条 学長の任期は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が辞任、事故等により欠けた場合における後任の学長の任期は、任命の日から3年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

3 学長は1回に限り再任されることができる。ただし、再任の場合の任期は2年とする。

(欠格条項)

第8条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、学長となることができない。

(解任の申出)

第9条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学長たるに適しないと認められるときは、文部科学大臣に対して学長の解任を申し出るものとする。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

三 職務の執行が適当でないため岩手大学の業務が悪化した場合であって、引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められるとき。

2 前項の解任の申出は、教育研究評議会又は経営協議会の発議により学長選考会議の審議を経るものとする。

3 学長選考会議は、学長の解任を自ら発議することができる。

4 解任の審議に当たっては、学長に陳述の機会を与えなければならない。

(雑則)

第10条 その他この規則の実施に関し必要な事項は、学長選考会議が決定する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月30日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に本学の講師として在職し、その者が施行日以後も引き続き講師として在職する間にあっては、改正後の第7条第2号中「教員 教授、准教授、助教」とあるのは、「教員 教授、准教授、講師、助教」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年5月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年2月4日から施行する。
- 2 この規則の改正後、最初に行われる学長選考による学長の任期は、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、任命の日から2年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

附 則

この規則は、平成24年3月26日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第7条第6号の改正規定は平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は平成30年1月24日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1項及び第3項の規定は、施行の日以後に任命される学長から適用し、施行の日の前日に現に学長である者については、なお従前の例による。